

「高知県総合教育会議懇談会」

開催日時：平成 29 年 1 月 27 日（金）13：30～15：30

場所：高知共済会館 3階 「桜」

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、高知県総合教育会議懇談会を開催いたします。

本日は、第 4 回高知県総合教育会議を予定しておりましたが、教育長が欠席となりましたことから、地方行政法及び要綱に定める総合教育会議という形ではない任意の意見交換会としまして、総合教育会議懇談会を開催させていただきます。

また、本日の意見交換会から新たに木村祐二教育委員にご出席いただいております。よろしく願いいたします。

（木村委員）

木村です。よろしくお願いいたします。

（司会）

さて、本年度の総合教育会議は、教育大綱の PDCA サイクルをしっかりと回し、大綱に定められた施策を確実に成果へとつなげていくことを目的としております。その際、大綱に不足をしている施策がある。大綱の施策が期待された成果につながらない。又は追加的な施策を講じることによって更なる効果が期待できるなどの事情を確認できれば大綱の見直しに向けた議論も積極的に行っていくこととしております。

本日の会議では、教育大綱の見直しの方向性について、意見交換ができればと考えております。

それでは開会に当たりまして、尾崎知事からご挨拶を申し上げます。

（尾崎知事）

それでは本日大変ご多忙の中、総合教育会議の懇談会。こちらにご参加を賜りまして本当にどうもありがとうございます。

今日は、先ほど梶総務部長からもお話申し上げましたように、この大綱の目安についてのいろいろご審議、ご意見を賜りたく懇談をさせていただきたいと考えております。教育大綱につきましては、昨年 3 月に策定をし、4 月以降総合教育会議においても PDCA サイクルを回して、しっかりとご確認をいただきながら忠実に実行を進めてきたところであります。

こういう中で実行していく中において、この点については更に加速していったほうがい

いだろうと思われる点、また、この点についてはやはり少し見直したほうがいいのではないかとと思われる点などなど、実行に伴って新たな様々な知恵も出てきたということだと考えております。

その検討や前回の会議でもご指摘いただきましたことも踏まえまして、今回、この見直し案について作らせていただいております。是非この改訂について、それぞれのお立場から活発にご審議、ご意見を賜りまして、最終的な教育大綱の改訂につなげさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではどうぞ皆さんよろしくお願いを申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、議事に従って進めさせていただきます。

まず、議事の「(1) 教育等の振興に関する施策の大綱 改訂案について」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

教育政策課でございます。

私からは、事務局において用意をいたしました教育大綱の改訂案についてご説明をさせていただきます。

主な資料としては3点ございます。資料1は、改訂案の概要をまとめたものでございます。資料の2-1は、具体的な改訂案の案文となっております。資料2-2は、改訂内容に係る参考資料として用意しておるものでございます。以降、主には、資料1の概要に沿いまして、必要に応じて資料の2-1、2-2をご参照いただきながら説明をさせていただきます。

まず、資料1の表紙をごらんください。前回、総合教育会議におきましてご議論いただきました9つの強化・見直しのポイントに地域との連携・協働の深化を加えました10本のものとして改訂のポイントを整理しております。その上で、それぞれ大綱の5つの取組の方向性に沿って整理をしてございます。以降、それぞれの改訂のポイントについて1つずつご確認をいただければと思います。

資料1の1ページ目をごらんください。1つ目のポイントは、「教員同士が学び合う仕組みの強化」であります。教員同士が学び合う仕組みの強化に向けましては、今年度より県内9つの中学校を指定して、いわゆる教科の「タテ持ち」の研究を進めてきたところであり、それらの指定校において、教員同士の学び合いが活性化するなどの成果が得られているところでございます。

この取組を更に強化するための具体的な改訂の内容といたしまして、まず1つ目、「タテ持ち」校における教科会の質の向上を図るために、「タテ持ち」実践校における主幹教諭や

教科主任等のミドルリーダーの育成を図るということ。そして2つ目、特に課題となっております数学の質を高めるために数学の専門力の高いスーパーバイザーを招聘して、教育事務所等に配置をしております、数学専任の指導主事とチームとなって訪問指導を強化するという。そして3点目、「タテ持ち」を実践することが困難な小規模の中学校においても教員同士の学び合いを活性化するために、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築するという。また、それぞれの小規模の中学校の中におきましては、異なる教科を担当する教員同士が日常的に授業について協議し合う仕組みを研究するというを挙げてございます。また、4つ目、教科会に十分な時間を割くための教員の多忙化解消ということにつきましては、改訂のポイント3として別項目で整理をしておるところでございます。

以上の内容に係ります参考といたしまして、資料の2-2の1ページ目をごらんください。資料の2-2、1ページ目は、まず、「タテ持ち」研究校における教員同士の学び合いの質を高めるための取組といたしまして、資料、左下の部分にございますけれども、まずは学校での訪問指導に関する。具体的には、本年度より福井県から招聘をして訪問指導に当たっていただいている組織力向上エキスパートによる訪問指導を継続するとともに、新たに算数・数学授業力向上スーパーバイザーが主に「タテ持ち」の研究を本年度から継続して行う学校を中心に訪問指導を行うこととしてございます。

また、右側にございますように、ミドルリーダーの育成につきましては、全ての研究校の主幹教諭を集めた連絡会の開催でありますとか、エリア別の教科主任会の開催などを行うこととしております。

次に、2ページ目をごらんください。小規模中学校における学び合いを強化する取組についてでございます。一番下の今後の方向性のところがございますように、まず、Off-JTの取組といたしまして、年に6回以上は近隣の中学校の同じ教科を担当する教員が集まって、授業研究等を行うということ。また、OJTの取組といたしまして、それぞれの小規模中学校においては異なる教科を担当する教員が教科の枠を越えてチームを組んで日常的に授業について協議し合う仕組みを構築することとしてございます。

それでは、資料1の1ページにお戻りいただきまして、資料1の1ページ。2つ目のポイントでございますけれども、「若年教員の資質・指導力の向上」でございます。このことにつきましては、教育センターにおける研修や各種指導手引書の活用によりまして着実に指導力向上につながっているところがございますが、さらに教員の大量退職・大量採用の時期を迎えましてますます若年教員の資質・指導力の向上が喫緊の課題となっておりますところでございます。

これに係る具体的な改訂の内容といたしましては、まず1つ目、若年教員の配置等におけるOJTを効果的に進める観点から若年教員への指導・助言及び若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化するという。そして2つ目、正式に採用された若年教員のみならず、教員採用候補者への研修でありますとか、臨時的任用教

員や時間講師を対象とした研修機会の充実を図るということ。そして3点目、直接の若年教員への研修のみならず、管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより育てるための内容の充実を図るということを挙げてございます。また、4つ目といたしましては、先ほどご説明いたしました、「教員同士が学び合う仕組みの強化」も同じく若年教員の資質・指導力の向上に大きな効果があるものでございますが、具体的な内容といたしましては、改訂のポイント1として整理した内容のとおりでございます。

次に、以上の内容に係る参考といたしまして、資料2-2の3ページ目をごらんいただければと思います。資料2-2、3ページ目では若年教員の資質・指導力の向上を図るための取組につきまして、Off-JTからOJTに至るまでを整理したものととなっております。楕円形で強化のマークを記したところが改訂案の内容に関するところでございますが、一番左側の臨時的任用教員に対する研修につきましては、受講者の対象範囲を拡大するとともに年度途中で採用になった者などの研修機会を確保するためにオンデマンド教材を活用することとしてございます。また、その右の採用候補者への啓発につきましては、本年から初めての取組として開始をしたいと考えておるものでございます。そのさらに右の初任者や2から4年目までの経験者に対する研修につきましては、それらの若年教員の配置校における研修を支援します若年教員育成アドバイザーの配置拡充を図ることとしてございます。また、そのさらに右側、管理職等に対する研修につきましては、それぞれ若年教員の育成に関する内容の充実を図ることとしてございます。

次に、資料1の2ページ目にまたお戻りいただければと思います。資料1の2ページ目で3つ目のポイントでございますが、「教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保」でございます。教員の多忙化につきましては、現在、社会的にも大きく取り上げられており、本県におきましても、チーム学校の取組を中心として取組を進めておるところでございますが、子供に向き合う時間を確保するために更なる取組の充実が求められているところでございます。

これに係ります具体的な改訂の内容といたしましては、まず1つ目、教員が担っている業務のうち、事務職員に移譲することが可能な業務などについて研究をするために、事務職員を加配して研究を行うということ。そして2点目、特に教員の大きな業務負担となっているとの指摘があります運動部活動につきまして、外部指導者の配置を拡充するために、外部指導者のリスト化とマッチングを行うということ。そして3つ目、運動部活動の適切な練習時間や休養日の設定といった望ましい在り方について県としての方向性を示すということ。また、外部指導者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件整備などを進めるということ。そして4つ目といたしましては、ICTによる業務効率化を進めるために、市町村立学校における校務支援システムの導入について研究を進めることとしてございます。

以上に関する参考といたしまして、資料2-2の4ページ目をごらんいただければと思います。教員の多忙化解消を図るための取組といたしましては、左側に書いてございます学

校組織マネジメントの強化から地域との連携・協働の推進など多くのものが関係してございますが、このうち今回特に強化をするものとしたしまして、右側に先ほど申し上げました点について内容を記載してございます。

特に、そのうちでも部活動における業務負担の軽減を図ることが重要であると認識をしてございまして、次の5ページでございまして、特に部活動に関する対策をまとめておるところでございまして。部活動に関する対策。大きく分けて上段の外部指導者の活用を更に拡充をしていくということ。また、下段には望ましい運動部活動の実践を広げていくということとしてございます。

次に、資料1の2ページ目にお戻りください。4つ目のポイントでございまして、「高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援」でございまして。高等学校の生徒の学力や社会性、進路希望の状況などは多様化をしており、それに対するこれまでの取組によりまして、基礎学力の定着や生徒指導上の諸問題の状況については一定の成果が表れてきているところがございます。一方で、更なる成果を生むためには高等学校の標準的な教育課程に頼るだけでは限界があると考えられ、このために生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画したときに必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組み構築するための教育プログラムを実践をするということを改訂の内容として挙げてございます。

これに関する参考といたしまして、資料2-2の6ページ目をござらんいただければと思います。当該プログラムの全体像を示しておるものでございまして、上半分が学力を育成するための取組、下半分が社会性を育成するための取組として整理をしてございまして。それが左より【1年次】から右側の【3年次】にかけて着実にステップアップをしていきながら、身につくようなものということで考えているところがございます。

例えば、学力につきましては、義務教育段階の学力をいかに定着させるかが重要となっており、そのための手段といたしまして、習熟度別授業の実施でありますとか、学び直し科目の設定、放課後等における学習支援や、インターネット教材を活用した取組等がございまして。これらの手段をそれぞれの学校の実態を踏まえながら適切に組み合わせる実施をしていくという取組を進めたいというものでございまして。

次の7ページは、先ほどの上半分でお示しをいたしました学力向上のための指導方法につきましてまとめているものでございまして。

また、次の8ページには、先ほどの下半分で示しました社会性の育成のための取組についてさらに詳細としてまとめておるところでございまして。

次に、資料1の3ページ目にお戻りいただければと思います。資料1の3ページ目、改訂のポイント5つ目は、「放課後等における学習支援の強化」であります。放課後等における学習支援につきましては、これまでの取組により、児童生徒が学習支援を受ける機会が確実に増えているところがございますが、課題といたしまして、支援に当たる人材が不足しているということ。また、その内容についても質を高めていく必要があるということ。

そういったことが浮かび上がってきているところがございます。

このために、具体的な改訂の内容といたしましては、まず1つ目、人材を確保するために地域人材の登録、マッチングを行う仕組みを活用していくということ。2点目、一人一人に寄り添う指導を充実させるために昼間の授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置を更に拡充をしていくこと。3点目、効果的な学習方法の事例を収集をして市町村教育委員会などに周知をすることとしてございます。

以上の内容に係る参考といたしまして、資料2-2の9ページ目をごらんいただければと思います。9ページ目、左下の人材確保についてまずは記載をしておりますが、具体的には、大学・専門学校生などとの連携でありますとか、退職教員への声掛け、公的機関等への協力依頼など、様々なチャンネルを活用することを検討しております。

また、右側には、放課後等における学習支援の内容の充実についてに関することを記載をしておりますが、昨年度及び本年度の取組から各学校における重要な取組についても把握ができているところがございます、このようなものをまとめまして、各学校等へ周知を図ることとしてございます。

次に、資料1の3ページ目にお戻りいただければと思います。6つ目のポイントといたしまして、「チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応」を挙げてございます。生徒指導上の諸問題に関しましては、指定校などにおける取組や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関わる範囲では、一定の成果が得られているところがございますが、ご案内のとおり、全県的な生徒指導上の諸問題の状況につきましては、いまだ深刻な状況もあり、早急な対応を図ることが求められているところがございます。

このための具体的な改訂の内容といたしましては、暴力行為も含めた生徒指導上の課題を早期に把握し、その上で、スクールカウンセラーなども含めた校内支援会を定期的開催し、学年部会を中心として日々の見守りを行うといった組織的な対応の徹底を図ること。そしてまた、スクールカウンセラー等を講師として発達障害への対応など、児童生徒理解に関する研修を充実するということが挙げられます。

これに関する参考といたしまして、資料2-2の10ページ目をごらんいただければと思います。10ページ目でございますが、生徒指導上の諸問題につきましては、左側に書いてございます本人の特性に係るものから、学校の問題又は家庭・地域の問題など様々な要因があり、それに対してそれぞれ対応が必要となりますが、それらの全体をこの資料においてまとめているものでございます。

家庭や地域に関連する要因については、後ほど出てまいります保護者への支援の強化でありますとか、地域との連携・協働により対応を図る必要がございますが、学校としてできることといたしまして、未然防止のための心を耕す教育のほか、一番右側の予防・対処といたしまして、校内支援体制をいかに全ての学校に根付かせ運用されていくようにするかということが重要であると考え、この点を改訂案の内容として挙げておるところでございます。

次の 11 ページをごらんいただければと思います。一番上に学校における教育として、児童生徒の支援の 1 年間の流れとそれを運用をしていくべき学校内の体制について、定型となるべきものをお示しをしておるところでございます。

校内の支援体制といたしましては、まず、校長のリーダーシップの下、全校的な支援の PDCA サイクルを回すための校内支援会を月 1 回以上という定期に開催し、その場においてスクールカウンセラーなどの専門家の協力も得ながら、対象となる児童生徒の状況の見立てを行い役割分担をしていくということとしております。

ここでの方針を受けまして、日々の子供たちの見守りにつきましては、その下の学年部会を中心として行うこととし、これについては簡単な情報共有については毎日、また、週に 1 回は改めて取組の確認を行うことが必要と考えてございます。

一番下にまとめておりますのは、そのような見守り体制の中で緊急の対応が必要となるような事象が確認されれば教育委員会や心の教育センターなどの外部機関とも連携をした体制をとりながら、対処に当たっていくということを示してございます。

次の 12 ページにつきましては、今、最初に申し上げました緊急対応の在り方についてより詳細にまとめたものとなっております。

資料 1 の 4 ページ目にお戻りいただければと思います。資料 1 の 4 ページ目、7 つ目のポイントといたしまして、「保護者に対する支援の充実」を挙げてございます。子供たちの知・徳・体の育成のためには家庭における取組が極めて重要な役割を担っており、これまでの保護者を対象とした研修などにより一定の成果を上げられているところでございますが、全県的に効果を生み出していくには、更に支援の輪を広げていくことが求められているところでございます。

これに関する具体的な改訂の内容といたしましては、まず 1 点目、全県的な親育ち支援の取組を充実するために親育ち支援の中核となる保育者を中心とした園内の保育者対象の研修を全保育所、幼稚園等において実施することを促進するというところでございます。2 点目、保護者を対象とした講話会等に参加していただける保護者を増やすために就学時健診等の機会を捉えて講話会等を実施するということ。3 点目、家庭の支援に特に重点的に対応を行う家庭支援推進保育士の配置拡充を図るということ。4 点目、保護者の間で自然に支援の輪が広がることを目指し、保育所・幼稚園等を中心として、保育者、地域の子育て経験者、子育て世帯が交流できる場づくりを推進することとしてございます。

以上の内容に関します参考といたしまして、資料の 2-2 の 13 ページ目をごらんいただければと思います。13 ページ目でございますが、保護者に対する支援の充実として考えられるものの全体を挙げてございますが、一番左の 1 つ目は、保育所・幼稚園等における親育ち支援の充実を図るということ。真ん中の 2 点目が、特に厳しい環境にある子供たち、家庭での直接の支援を充実するということ。右の 3 点目は、地域ぐるみの子育て交流を充実させることとなっております。

さらに詳細、次の 14 ページ目をごらんいただければと思います。改訂案の内容としてあ

りました親育ち支援に関する保育者研修を全県的に広げていくための流れをまとめたものとなってございます。県下でそれぞれの市町村における親育ち支援の中核となる者の育成を図った上で、それらの中核者を中心に県内それぞれの地域において保育者同士が交流して学び合いその学びの成果をそれぞれの園における研修にいかしていただくという全体の流れをまとめておるものでございます。

次の15ページ目をごらんください。地域ぐるみの子育て交流の場づくりにつきまして、来年度の予算見積りとして挙げている多機能型保育モデル事業の概要となっております、このような事業も活用していただきながら、保育士による子育て教室の開催でありますとか、地域の方々の技能をいかした交流事業などが展開されることを目指したいと考えてございます。

資料1の4ページ目にお戻りください。8つ目の改訂のポイント。「地域との連携・協働の深化」でございます。地域との連携・協働につきましては、特に学校支援地域本部の設置、活動内容の充実に取り組み広がりが見えてきているところでございます。

これらの活動による子供たちの見守り機能を更に計画し、より多くのより幅広い層の地域住民の皆さんに関わっていただくために、具体的な改訂の内容といたしまして、学校支援地域本部の活動へ更に民生・児童委員の参画を促すというそういうところとともに、2点目、「学校支援地域本部」の活動を更に一步進めて地域と学校がパートナーとして子供たちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開していくことを挙げてございます。

これに関する参考資料といたしまして、資料2-2の16ページをごらんいただければと思います。まず、左下にお示しをしているように、支援から協働へと展開することにより、学習支援や部活動支援といった活動を地域住民の生涯学習や地域づくりという視点を加えながら、更に持続可能で強力なものにしていきたいというように考えてございます。

この具体的な手だての1つといたしまして、地域にも学校のことを知ってもらい、地域の声活動を反映させるような協議の場が適切に設置・運用されることを推進することとしてございます。

資料1の5ページにお戻りいただければと思います。9つ目のポイントは、「幼児教育の充実の加速化」でございます。幼児教育の充実につきましては、これまで「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、また、保幼小接続期実践プランにつきましては、幾つかの市町村において策定が進んでいる状況でございます。

これに関します具体的な改訂の内容といたしましては、まず1点目、県内各地域での説明会や教育センターにおける管理職を対象とした研修等において出来上がったガイドラインの周知・徹底を図っていくということ。2点目、これを保幼小接続期実践プランにつきましては、県版の実践プランを策定をし、それについて市町村・教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催し、県版プランに基づきます市町村におけるプランの作成・実践を支援していくということとしてございます。

これに関する参考といたしまして、資料2-2の17ページをごらんいただければと思

ます。17 ページ上半分には、ガイドラインの周知・徹底につきまして。下半分には保幼小の連携・接続の強化につきまして、そのプロセスを更に詳細に説明しており、特に保幼小接続期実践プランにつきましては、平成 30 年度までに全ての市町村において作成がされることを目指すこととしてございます。

資料 1 の 5 ページにお戻りいただきまして、10 個目、最後のポイントでございますが、「スポーツ競技力の向上」でございます。本県におけるスポーツ競技力につきましては、一部の競技においてはジュニア選手の活躍が見られるところでございますが、国体成績等につきましてははまだ低迷をしておるところであり、2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、更に競技力の向上に向けた取組を進めていくことが必要と考えてございます。

これに関する具体的な改訂の内容といたしましては、1 点目、ジュニアからの育成につきまして、重要な役割を占める高等学校の運動部活動における競技力の向上を図るために県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、重点的に支援をするということ。2 点目でございますけれども、学校の運動部活動の強化のために県外の優秀な指導者を招聘するということ。3 点目、現在、県立青少年センターに一部機能がございまして、スポーツ医・科学の拠点につきまして、更なる整備の検討と現体制の充実を図るということとしてございます。

さらに、先日明らかにしたところでございますが、現在、県庁全体でスポーツ行政組織の一元化による総合的なスポーツ行政の推進を図ることを計画をしており、改訂案として挙げておるところでございますが、この詳細につきましては、現時点ではペンディングというところにさせていただいております。

以上の内容に関する参考といたしまして、資料 2-2 の 18 ページでございますけれども、今申し上げました改訂案の内容について、現状、課題と今後の対策についてまとめているところでございます。

最後に、資料 2-1 をごらんいただければと思います。資料の 2-1、改訂案の案文を指し示したものでございます。こちらの 15 ページをお開きいただければと。2-1 の 15 ページでございます。まず、15 ページの 1 つ目でございますとか、次のページ、16 ページの 1 つ目の改訂の内容には、基本計画推進会議における指摘事項を踏まえまして小・中学校の特別支援学級や通級指導の充実、高等学校における通級指導の導入について追加をしております。

15 ページ目の 2 つ目でございますとか、次のページの 2 つ目の改訂の内容といたしましては、今回の学習指導要領の改訂の動向を踏まえまして、いわゆるアクティブ・ラーニングに関する内容などを最新の情報を基に書き加えておるものでございます。

また 17 ページでございますけれども、17 ページで改訂の内容といたしまして、昨年発生をいたしました熊本地震における被害を踏まえまして、学校体育館等の防災対策等を追加しております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、協議に移らせていただきたいと思います。事務局の説明などを踏まえまして、忌憚のないご意見を頂ければと思います。事務局へ質問でも構いません。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(八田委員)

資料1で提示されたことは、どちらかというところ、こういうところがまだ不足ではないかと。それにより充実強化するという観点ですけれども、逆に教育大綱によってこういうふううまくいっているという評価できるようなところは特に何かあれば教えていただきたい。

(事務局)

そういった成果につきましては、本日の参考資料としてお配りをさせていただいておりますけれども、それぞれの項目につきまして様々な成果が表れてきていることがあろうかと思えます。特に、今回の10のポイントにつきまして申し上げますと、概要資料でもお示しをしておるところでございますけれども、改訂の中身としては、概要資料の中で現在の取組に成果ということでそれぞれに関する成果をこちらの資料としては非常に簡単にございますけれども、記述をさせていただいております。

大きくポイントとなるものというか、中心的なもので申し上げますならばやはり改訂のポイント1、「教員同士が学び合う仕組みの強化」ということにつきまして、飽くまで今年度は9校での初めての実践ということであったわけですが、その9校の実践の中においてはやはり教員同士が学び合いで活性化するということがこれは具体的に見えてきたところというように認識をしております。

また、これは高等学校におけるポイント、改訂のポイント4つ目になりますけれども、前回までの会議におきまして、基本目標を状況としてもご確認をいただいたところでございますけれども、実際、高等学校における様々な取組、インターンシップ等をやるのは、それからスキルトレーニングとか、それから強化の活動以外のことも含めての活動でございますけれども、そういったことにおいて高等学校につきましては、生徒指導上の諸問題がかなり改善に向いているということは見てとれるかなというように考えておるところでございます。

また、改訂のポイント5つ目の「放課後等における学習支援」につきましては、これはある意味では大綱の取組を少し先取りするような形で平成27年度からかなり強化をして取り組んでおるところでございますけれども、こちらの放課後の学習支援の機会の充実ということに関しましては、それはかなり全国でも際立って機会の充実が図られているとい

うことが見てとれるかなというように考えてございます。

また、長くなりますけれども、8 つ目の改訂のポイントになります「地域との連携・協働」ということにつきましても、これも平成 27 年度からある意味では先取りをするような形で学校地域連携推進担当指導主事を各教育事務所に配置をして、具体的には学校支援地域本部の取組の拡大ということを目指して取り組んでおるところでございますけれども、これにつきましてもかなりこの 1 年、2 年の間で相当に学校支援地域本部というこの自体の広がりが見えてきているといったようなこと、そういったようなことが大きな特にやはり大きな柱といったところの成果としては挙げられるかなというように考えてございます。

(八田委員)

今回改訂のポイントの中で一番私の中で気になるのは、多忙化解消というポイントの 3 番目です。それで、実際どれぐらい教員が多忙化をどう感じているかというような何か情報みたいなものはあるのでしょうか。

(事務局)

現在数値的にお示しできる、全国的にというか、国際比較の OECD の TALIS の調査はございますけれども、高知県に特化してデータを整理したものではありませんというような状況になっている。

(八田委員)

分からない。多忙化に対して事務的なことを先生から減らすとか、部活動の指導。若い人を何か外部から整えればということはもちろんあるんですけども、そういう制度がうまく使えないような何か、何というのか伝統的な職場の雰囲気とかそんなものが何かあるのではという気がする。それで、今の日本全体で言われている働き方の改革と申しますか、働くことに対する考え方の改革を少ししていかないと。

例えば、教育大綱そのものが先生にとってはもっと働かなきゃいけないというようなプレッシャーを感じさせるようなものになっているような気がする。それで、これの成果を我々が求めるということは「多忙化解消」と言いながら、結果的に何か多忙化を促進してはいないのかなど。そこをだからちゃんと本当に先生が子供たちに向き合う時間をとれるということを、確保するようなことを何か指標として持ってやっていかないと、このままでは、全体としては先生たちに「もっと頑張れ」と言って頑張らせてるだけかなという気がします。

(尾崎知事)

ショックでしょうがもちろん教育の現状は厳しいわけですから、それは、「先生方、頑張らなくていいよ」という局面にあるわけがない。それはもっと頑張ろうという話だろうと

思うんですね。そういう中で、教育大綱で取組を続けてきて、この中でいろんな成果も出てきていると思う。

さっきおっしゃいましたけど、ここに改訂のポイントで書いてありますように、こちら全部【成果】と【課題】とまとめて書かせていただいています。【成果】というのはそれぞれの根拠においての実際に出てきた成果ということになると思う。

そういう中で、やっぱり例えば「タテ持ち」なんかが現在9校でやっていて、非常に成果が出てきたので例えばこれを10校に増やしていこうとか。さらに、「若年教員の資質向上」なんかも資料2-2の9ページにありますように、基本的には去年やっていたことのベースに立って、それを強化をしていくという形になっておりますから、やはり一定成果も出て、しかし足らざるところもあって強化もしていくということになっていくということだろうと思います。

今回、改訂のポイントの中で1つ、チーム学校の観点からいけば、非常に大きなポイントになっているところが、学力面ではチーム学校というのは非常に今年1年で進んできて。来年も進んでいくであろうという見通しがとれているわけですが、改訂のポイントの6にあります「生徒指導上の諸問題」について。ここについてチーム学校での取組を進めよう。チーム学校、いよいよ生徒指導上の問題でも適応していこうとするという点ではある意味、改訂の中身としては非常に大きいのではないかと考えているところです。

実は、ご案内のように生徒指導上の諸問題こそいろいろデータを見たときに、例えば学力は中学校は緩やかですが、小学校については大幅に改善をしてきている。体力についても従前に比べると随分改善をしてきている。正に先生頑張られているわけですが、生徒指導上の問題についてはずっと全国最低レベルという状況が続いてきてしまっていて、やはり大きな課題だろうと思うんですね。だから、この生徒指導上の諸問題についてチーム化をすることで組織的に対応できる体制を継続的に作っていくことによって教員の力量を高め、私ども一人一人に対する対応力を強化していこう。この辺りが大きなポイントになってくるんだろうと思います。

ある意味、先生方にはもっと頑張ってくださいませということになるんですが、ただ、ひたすら頑張るということではなくて、こういう形で組織的な対応をする体制というのを学校の中で整えていくことによって、無駄な努力にならないように先生方一人一人の努力がしっかりと結果につながっていくこととなるものとなりますように。そういうことを願っての今回の改訂になっているということなんだろうと思います。

ある意味、これはご指摘のように働き方の意識改革だと思う。学校においてできるだけチームとして動くという癖をできる限りつけていこうではないかと。そういう意味においてはこれご指摘のように働く方の意識改革だと思う。恐らくこれは働き方の意識改革であるし、また教員育成。若い先生方を育成していくという観点からの意識改革にもなっているんだろうと思います。

ただ、そういう中において、ただできえなかなかなか忙しいと言われる先生方。また非常に

多忙化してしまうんじゃないか。例えば、教科会だって時間をとるわけですし、それから生徒指導上の諸問題についても対応していくという中においてまた時間もとっていくということになるでしょう。そういう中において、「子どもに向き合う時間の確保」。正に教科会だとかも含め、なるべく知・徳・体の分野においてしっかりと子供に向き合う時間を確保できるようにするために、こちらのような対策も講じていくことでもってトータルとしてできる限り純増ということにならないようにできればいいなど。そういうことで対策を講じようとしているところです。

そここのところがしっかり対応できているかどうかについて、手法としてやっぱりご指摘を踏まえてどういう手法がとれるのかということの研究していきます。

ただ、明らかに言えるのは部活動について、もう一段、子供に向き合う時間を確保するための対応というのはどういうものがあるだろうということで、例えば部活動支援員の派遣をやっ払いこうなどとしていましたけれども、ここなんかが残念ながら利用回数が余り伸びてない。片やいろいろ仕事が追加される側面がある一方で、こういう形での子供に向き合う時間確保策がどうもうまく機能していないのではないかと推測されたものですからこの対応強化をしようとしたというのが1つ。そして、これもやっぱり現場のご意見ですけれども、事務負担というのが非常に大きくなってきて、事務負担はできる限り専門の人にやってもらって、先生方はプロの教育者として、教育にできる限り専念していただくことを徹底しようとしているということです。

実際、それぞれの学校の現場において、しっかり浸透できるかどうかということについて、またちょっと指標も工夫してできる限り見える化して。結局、見える化するから、ゆえに今度正におっしゃられた、それこそ子供に向き合う時間を確保するような形での働き方の意識改革が進んでいくように対応できればと思います。

(竹島委員)

いろいろ対策をしている中で会議や研修もたくさん行っているんですけども、私が考えるのは「チーム学校の構築」とか「スポーツ競技力の向上」において教員の配置をどこかに盛り込んでもらいたい。だから、教育事務所といろいろ相談して、やはり若年教員の資質や指導力の向上にしても、いきなり小規模校に回すのではなくて、ある程度中規模とか大規模校でもまれるなど配置のことをもう少し考えていただければある程度改革ができるのではとも考える。特にスポーツはそういう専門の方を、強化校や拠点校配置していただければもう少し早くチーム学校が進んでいくのではとも思う。

(北村次長)

教員の配置についてはおっしゃったように、新規採用した職員については中規模校でつなげていこうという基本的な考え方があります。ただ、一方で、若年教員がどんどん増えているので、そういう意味では一定小規模校へ配置しなくてはいけないという事情もあり

ます。小規模校についても一定そういう学び合える仕組みをしっかりと作っていくという趣旨で書かせていただいております。

それから、スポーツの指導員の関係も今はスポーツの指導員。学校からの希望にほぼ応じ切れているような状況です。ただ、それだけではなくて、我々のほうからもしっかりこういう指導者がいるということ売り込んでいって、より教員負担を軽減するような方向で取り組んでいきたいと思っております。

(竹島委員)

実際、若年教員とか初任者を小規模校へ回さないで絶対回らないって状況なんですか。

(北村次長)

現在においては、中規模校で対応できております。ただ、どうしてもこれからまだまだ増えてまいります。そうした中で対応し切れるかどうかというところはあります。現状ではできている。

(竹島委員)

これからはもしかしたら小規模校へ回さないで。

(北村次長)

一定はですね。それかあるいは中規模校でかなり早いスパンで育てていただいて、中規模校へ回っていただかなくてはいけないようなそういう状況も出てきていると思います。

(木村委員)

ちょっと視点を変えまして。8つ目の項目の地域との連携で、地域学校協働本部の充実があるんですが、地域学校協働本部というのはどこが主体になってやられてるわけですか。

(事務局)

地域学校協働本部につきましては、基本的には市町村の事業として実施していただくということでございます。それが1つの学校単位でそういった本部を作る場面もあれば1つの中学校区で作る場面もあります。それは、市町村教育委員会を主体的にしつつも、何とか地域の皆さんの協力を得て、そういった話を進めていくというようなものでございます。

(木村委員)

実は、ちょうど32年ほど前に私が青年会議所のメンバーだった頃に、1年間170名ほどの会員を総動員して、コミュニティーの再構築をしようということで、ちょうどその当時、神奈川県横浜のある中学校で本当に校内が荒れてしまって、ガラスを張っても全部割られると。そういう学校に地域の町内会であるとか、老人クラブであるとか、正にここに書

かれているような方々が学校へ集まって毎月会議をするようになった。すると子供たちが近所のおじさんの顔が見えるのでだんだんだんだん悪さをしなくなってガラスが割られなくなったという先進例があって、それを基にしてその当時は小学校の34校区の全ての町内会、老人クラブ、社協、いろんな団体を学校へ集まってそれぞれの課題について学校を中心にしてもっとそれぞれの団体が良くなるように協議をしましょうということでやったことがある。

一生懸命お願いして集まってもらったんですが、最終的にはどこがリーダーシップをとるかということができなくて、結局は1回集まったきりで後が続かない。要するに、主体を誰がするのかということが、地域学校協働本部の主体を誰が握ってどういう形で本当にどんな方々を集めるのかということをしちっと決めておかないと、結局、1回は形上集まっても続いていかないというような結果にならないだろうかと今、そんな心配があったものですから、そこら辺を是非検討していただいたらなと思います。

(尾崎知事)

地域の皆さんに学校を支援していただく会はもともと「学校支援地域本部」だったんですね。ただ、やはり双方向であるべきではないかというか、やっぱり共に学校側も主体性を持って地域との関わりをしていこうではないかということで、「学校支援地域本部」という名前からだんだん「地域学校協働本部」という方向に行こうと。そういう議論がだんだんなされるようになっております。

正直、例えばチーム学校の取組をしていく。例えば教科についてもしかり、放課後学習支援にしてもしかり、さらには、部活の支援をしていくにしてもしかり。生徒指導上の諸問題に対応するにしてもしかり。地域の皆さんのご協力が得られるか得られないかによってその効果の違いっていうのは非常に大きいだろうと思います。

ですので、やっぱり地域の皆様のご協力をしっかり得ながら対応していけるような体制を作りたいと思います。今、木村さんが言われたことは非常に大事なことだと思いますので明確なリーダーシップの在り方についてしっかり確保できるように。地域との連携を担当する教員というのを基本的に置く予定としておりまして、その教員が基本的な主体性を持ってその本部の運営に関わっていくと。最後は校長になろうかと思えますけれども、それぞれがばらばらになりませんように。船頭多くしてみたいなことにならないようにということは大変だと思います。

(木村委員)

いろんな団体が学校を中心にして集まって、地域で子供たちを育てるという視点は非常に大事だと思うんですが、例えば町内会にしても何にしても、それ自体の存在が非常に危うくなってきている。人が減ったりとか、若い人がそういった町内会活動に協力しなくなったりとか。それぞれの団体が、それぞれいろんな課題を抱えていて、学校を中心に集ま

ることによって、その学校を中心としたコミュニティとして、地域全体のことを考えていかななくてはならないのでは。子供たちもちろんそうですけど、地域全体をより良くするという視点が多分要るんじゃないかなと思います。

(尾崎知事)

なるほど。正にそこは協働部分ですね。

(平田委員)

本日の会を迎えるに当たり、事前に説明会を受けたときには、本年度末には国の学習指導要領の告示も予定されている中で、学校現場としては、あれもこれとも言われてもやらされ感を持ってしまうのではないかと大変危惧をしておりました。その後、頂きました資料を基に改訂の10項目について、取組状況、課題、成果、改訂の内容をじっくり見て思ったことですが、本県の抱える弱みといいましょうか、足りない点。前回喫緊の教育課題を踏まえた今後の取組の強化・見直しと連動して一元的によく資料が整理されていると感じております。PDCAサイクルを回して4年間で成果を出すことは、こうした取組を抜きにしては考えられないのではないかと、現時点で私は思っております。

特に、学校教育の本質であります「チーム学校の構築」の4項目は、本県の教育の質的バージョンアップを図るために必要な内容であると考えました。

中でも3点。大綱の充実強化に当たり思いをお話しさせていただきたい。

1点目は、この10項目につきましては、各担当課からのそれぞれの現場に対する下ろし方があります。これは、学校長が考えることだとも思いますが、学校が主体的に取り組むことができる使い方の下ろしていただきたいと思っております。小・中・高におきましては、学校経営計画を作成していると思しますので、学校経営計画の充実強化を図るためには、個々の学校の課題に基づきご指導をさせていただいて、学校がスムーズにこの改訂のポイントを理解していただくようお願いしたいなという感じを受けております。

2つ目はお話も出ておりましたが、改訂のポイント、3つ目の「教員の多忙化解消と子どもと向き合う時間の確保」について。このことは是非取り組んでいただきたいと。国のほうも本腰を入れて取り組んでいるように私は思っております。各学校におきましても、日々の業務の改善については取り組んでいると思いますが、各学校の業務改善やチーム学校の取組だけではこれはもう限界が来ていると思えます。県教育委員会として、部活動の在り方については議論がありそうに思いますが、学校任せでなく県教育委員会として学校に一定のルールを徹底する仕組みをお願いしたいなという思いをしております。多忙化が少しでも改善されれば授業の質の改善につながり、ひいては子供たちの成長によりサイクルができるのではないかと。できてほしいと考えております。

3点目は、前回、私、当たり前の水準を上げることが必要だと。2人の教育に携わっている方のお話をさせていただきました。その点は、改訂のポイント8番目だと思いますけど、

「地域との連携・協働の深化」であります。この内容について総合会議で検討するということは、本県としても教育立県を目指してのことだと思っております。そのためには、この項は大変重要だと思っております。私、現職時代に、教育に関して、どんなところに県民の目が向いているかと考えたときには、学校単位でなく県民がという視点であれば、私自身は3つあるだろうと思っていました。教員の採用試験、高校入試、教員の人事異動。この3つは県民が大変教育に関して目を向けていると思っております。現在、教育の日を11月1日から1週間でしょうか。まだまだここに目が向いてないと思います。ここへ向けていくということで、だんだんにお話もございましたけど、学校支援地域本部が各学校区にできれば、様々な点で教育そのものが、県民・地域の方々と一体となることができる仕組みに是非取り組んでいただきたいという感じを持ちました。

幾つかお話もしたいんですけど、限られておりますので、私はこの改訂のポイントの下のろし方と多忙解消と教育立県を目指しての思いを少し話させていただきました。

(北村次長)

1点目の現場への下ろし方です。まずは管理職。校長始め管理職にしっかり下ろして、学校として方針を決定してそれを下に下ろしていただきたいと思っております。それと併せて、生徒指導であれば生徒指導の担当者を集めてそういう横のほうからもしっかりと伝えていきたいと思っております。

それから、「子どもと向き合う時間の確保」ということで言えば、今お話のありました部活動の在り方。これは年内に一定の方向を。どこまでルール化できるかというのはあります。けれども一定の方向性は出していきたいと思っております。

来年度、更にそれをより詳細にした形でのルール化も、恐らくできるのではないかと考えております。できるだけ今年度中にルールに近いものを出していきたいと思っております。

それから、3点目、この大綱の取組につきましても、我々もかなり討論いたしております。PTAの会とかに行ってもお話もさせていただいておりますが、やっぱりまだまだ幾らやってもやり足りないなと思っております。そういう意味で、学校の地域支援本部の中で、学校の取組、あるいは教育委員会の取組もそこで「こういうことやってるよ」ということを言うていただくことによって、やっぱり地域を交えてあるいは県民を巻き込んだそういう動きになっていけるのではないかと考えております。どうもありがとうございます。

(尾崎知事)

それぞれの学校が、その学校の特色によった主体性を持つということは極めて大事なことです。ですから、学校経営計画がある意味、全部金太郎あめみたいな形になってきていたらこれは黄信号なのであって非常に良くない。

逆に、私も総合教育会議制度になってから、いろいろと対話と実行行脚とかそういうの

を通じて学校に行かせていただきますけども、非常にやっぱり「この地域の学校であること」に誇りを持って教員の先生方は取り組んでおられるんだなというシーンをたくさん見ます。ああいうこと自体が非常に大事だろうと思います。

また、他方、是非実現してもらいたい基本的な事項というのがやっぱり出てくるわけでありまして、例えば、「タテ持ち」をやっていきましょうとか、さらには、生徒指導上の諸問題についてはチーム化をしましょう。そういうことで対応をしていくように是非徹底してほしいとか。そういう内容というのを書いてあるのがこの大綱ということになるんだろうと思います。是非この取組、大綱の取組を一つの基本として、あと、それぞれ学校ごとに自主的ないろんな内容を取り入れていっていただければなと思うわけですが、そういう意味で、まずはこの事項についてできる限り早く学校長の皆さんともお話もさせていただいて、学校経営計画の中に反映するということができていければなと思います。

2 点目言われた点。やっぱり平田先生言われた点も、さっき八田先生が言われた点とも共通するところだと思えますけれども、やっぱり意識改革的な側面もありますし、やっぱり一定何らかの形で特に強く意識しないと。基本的に特に校務の現場っていうのは仕事がどんどんどんどん増えていくということになりかねないところもあるだろうと思えますので、一定何か多忙化解消に向けて取組が進んでいるかどうかが見える化できるような、そういう使用法というのをよく考えてもらいたいと思います。是非そこを考えていければと思います。

(中橋委員)

改訂案を見ておりまして、内容を見ると本当にそのとおりだと思います。特に、細かいことについて私のほうから何か言うということはないのかなと思っていますけれども、ちょっと抽象的なお話になりますが2点、発言させてもらえればと思います。

この改訂案ポイントが10個あって、それぞれ対策として複数あって大変細やかな対策を立てているなど感じておりますけれども、一方で、現場の先生は、やっぱり一つ一つの目の前のことをこなしていくことで多分精一杯になると思いますので、いわゆる木を見て森を見ずにならないように、目の前のことをこなすことだけで一生懸命になって、じゃあ全体がどうなっているのかという視点が失われたらいけない。森を見るというのはまさしく事務局の話になるのかなと思うんですけれども、個々の施策が、それぞれどう動いているのかっていう視点プラス全体としてそれがどう動いているのかというところを広く見て分析できる人。そういう体制が必要ではないかと思えます。

それからもう一点、ちょっと話が重複しますけれども、私自身も学校の組織力向上、チーム学校というのは非常に大切なことであって、これは是非推し進めていくべきことだなと思うんですけれども、組織力っていう言葉でもしかしたら誤解されるかもしれないと思うのが、マニュアル化とか、先生の個性を消滅させるとか。そういったことに誤解をされてしまうとそれはいけないなと思いますので、これは決して相対立するものじゃなく

て両立するものだと思うんですけども、その言葉だけが先行して誤解を生んでしまったらいけないので正にさっき平田委員のおっしゃられた下ろし方、現場への下ろし方、説明の仕方というところで、決して各先生方の個性を無くしなさいとか、知事の言われたように金太郎あめにしなさいとか。そういうことじゃないんだよということをまたしっかり伝えていって来年度に結び付けたらいいんじゃないかなと思います。

(北村次長)

1 点目の木を見て森を見ずにならないようにということでございます。年度当初に経営計画というのをしっかり立てていただいてその報告もいただくような形になっております。それがやっぱりどうしてもそれがいろんな形で結果というのは数値で表れてくると思いますが、それは我々も注意をして見ていきたいと思っております。

定型的なものにならないように、マニュアル化と言われぬようにという2点目のご意見です。我々も、例えば問題行動の場合も校内支援会という組織を作ってやっていきたいと、そういうところでは一定定型のものを作っていきたいと思っております。それについては毎月毎月チェックもしていただくと。そういう運営というか、一定の形は作ってそれを徹底していきたいと思っておりますが、それもどうやって回していくか、そこは正にその学校の校長先生を筆頭にその組織でどう回していくかということで、正に毎日の生徒の指導に当たっては先生方のご自分の力量という形で回していただいていると思っております。そこは下ろすときに本当に何か誤解のないような仕方で下ろしていただくように我々もお願いをしていきたいと思っております。

(尾崎知事)

私もお願いなんですけども、前回の会議で久松前委員がおっしゃられたこととも関わってくるんですけども、多分もう一段大綱の中身について県民の皆様、それから教員の皆様に対してよくよく説明する機会というのをたくさん持ったほうがいいんだろうなとそう思います。

例えば、学校の先生方にも「こういうふうにしたのでこのようにやりましょう」ではなくて、「こういうふうにしてしようとしているのは、これこれゆえなのであって、ゆえにもってしてかくのごとく意義のあることなのだから、だから是非やってみてください」と。そうしてみんなが腹落ちして初めて本当の意味でうまく回るようになる。腹落ちせずにやり始めてでもやってみて良かったなと思って結果腹落ちしてうまく回るようになるということもあるでしょうけど。実際の「タテ持ち」なんかってというのは少しそういう形になってきつつあるのかなと思いうれしいと思っている。

だから、教育委員会において、既に何度もいろいろ会を持っておられるとは思いますが、是非是非その大綱の中身について詳しく説明をすると。必ず物事にはある方向に行こうとすると必ずアンチテーゼもあるわけで。その点もちゃんと配慮をしながら説明をして

いく。そういう取組を是非していただきたいと思いますし、また地域との協働とかいうならなおさら、例えば学校の保護者の皆さんに集まっていただいて、その場で保護者会なんかでも説明をすとかそういうことなんか是非必要なのかなと思います。

私も1回、求めに応じて、越知町の方に、保護者の皆さんに「教育について語るべし」と言われて、講演会で行って話をした。一言で言うと、聞いておられる方々のお顔を見て、初めて聞いたという顔をしておられる方がたくさんいらっしゃいました。本当にまだまだ広報が足りてないんだなと思ったところでもあります。私も一生懸命ご説明に参りたい。是非みんなで作る気もお伝えしていただきながらご説明をいただければと思います。

とにかく教育委員会のほうでそのところの説明を何度も何度も繰り返し繰り返し繰り返し繰り返し繰り返し。本当に「何をやりゆう」というところなんですね。趣旨をしっかりと説明いただくようにしていただければなとそう思いますけどね。

産振計画だって何だってどれだけ何度も何度も何度も何度も説明に回るか分からない。ラジオでもテレビでもいろんなところでご説明します。だから教育の分野でも是非是非その部分を。

(八田委員)

これは、県民に対する周知とか理解を求めるという意味では、県民に学校が変わったという何か実感するのが非常に大きいと思う。

ここで指標にしているものはなかなか県民が直接感じるものではないかなという気がしますけども、先ほどの地域協働ってところで学校が非常に門を開いて地域が入っていったということが動き出した地域では学校が変わったという実感は多分広がるのではないかな。そこはある意味、教育大綱に基づいて高知県でこれから変わっていくっていうPRという意味でも非常に力を入れるべきところかなという気がしました。

もう一点は、別の観点ですが、前回も実は少し議論をさせていただいたんですけども、厳しい環境というところの。そして深掘りを今後もう少ししていく必要があるかな。その厳しい環境に対して一番大きな施策としてはスクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーをちゃんと入れていくと。では、そこでどういう課題が浮き彫りになってきてそれを根本的に解決するには一体何なのかというところに少し踏み込む必要が次のステップではあるんだろうな。県のほうでも、そういう厳しい環境の調査を今されているということなので、その辺はまた是非反映していただきたいと思います。

(尾崎知事)

分かりました。

2点目ご指摘のとおりだと思います。今回こういう形でより徹底的にチーム的に取り組んでいく中でより例えば記録のありようなどというものが充実してくるでしょうし、個々で交代をしていて結果についてしっかり例えば記録が残ってない事象なども多分圧倒的に

今現在はそうなっていると思うんですけど、こういう形で一定記録も残していればまたいろいろと分析もできていくということもあるでしょう。また、さっきもおっしゃいましたように、子供の貧困対策に関連しての調査を行わせていただいておりますので、その内容をしっかりと反映できるようにしていきたいなと思います。それから、協働本部の場などを作る時などが確かにご指摘のように良い機会です。ご指摘を踏まえて対応するようにしてもらいたいと思います。

(竹島委員)

質問なんですけれども、資料1の3ページですよね。改訂のポイント6のところにある課題というところで、「特に小学校において、暴力行為への対応についての教職員の理解が不十分」ということなんですけれども、具体的な意味というか、やっぱり教師の多忙化で生徒に目がいかないということだと理解していいんですか。

(事務局)

多忙化でということではなくて、小学校の場合、これまでの生徒指導上の諸問題の状況の中で、小学校で暴力行為が多くなるという状況というのは余り見られませんでした。ここ数年間、全国的に小学校で急激に暴力行為の件数が伸びているという状況がございます。そこに小学校の先生方は、これまで生徒指導という観点ではなく、小学校では生活指導というような形で築いていたこともあって、いわゆる対処あるいはそういったようなところへの取り組み方というのはなかなか小学校の先生方には苦手な問題と。そういったようなところがあるかと考えております。

(竹島委員)

理解が不十分というのは。

(事務局)

対処の仕方への理解というところが、なかなか生徒指導という観点というものがなくて、小学校には生徒指導主事そのものが今おりません。生徒指導担当という形でおりますけれども、なかなか生徒指導という考え方というのが中学校に比べてというところになります。

(竹島委員)

分かりました。

(尾崎知事)

現実問題としては、「チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応」というか、生徒指

導上の諸問題にチーム学校として対応するよということを学校現場で徹底していくことは相当多忙化の解消になると思う。

例えば、「A クラスのことはA クラスのことだからA クラスのA 先生が全部やりなさい」という話になる。しかしA クラスは非常に大変なことになっている。そこで特に若い先生だったりしたときは非常に苦勞されるという話も伺うことがありますけれども、やっぱりそのときにベテランのB 先生がいてB 先生が彼を助けるとか。

それは、助けてあげるということではなくて、こういうチーム学校化していけばB 先生は当然その問題にも関わることが自らの仕事になるということなので、「助けちゃあや」じゃなくて、一緒にやらなければならんということで対処してくれることになる。これは、若いA 先生にとっては非常に頼もしい、有り難いということになってくるだろうと思う。だから結果として、問題の対象における子供に向き合う力も増していけば問題の深刻化する度合いも減ってくるということにもなるのかもしれない。

そういう形で全体として今、かなり現実問題としての多忙感や、もしかしたら精神的負担とかそういうものをかなり減らしていける方向になっていくことも考えられるのかなと思っています。ただ、最後の最後は、いろんな意味での正に先生方お一人お一人。これは動き方について今回チーム化するということで、動き方は書いてありますが、実際じゃあ個々のケースに向き合っていく力というのは正に先生お一人お一人の個性とか力量に関わってくることになるだろうと思います。

また、専門家の関わり方をうまく関わっていただくことでもって対応できるようになっていくだろうというふうに思います。スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも相当増員してきていますので、それに伴って定型的な動きの中にうまく入り込んでいただくことでそちらの効果がまた最大化していくことができるようになるのではと思っています。ここのところはいろんな意味において非常にいい結果ということになるのではないのかと思っています。

現実、生徒指導上の諸問題への対処について、今でももちろん全くチーム化した取組は行われていないと言っているわけではなく、一定はされているんでしょうけれども、更にその点を徹底していくことを一つ大きく 29 年度においては取り組んでいきたいと思ます。残念ながらこの部分について若干改善が見られない。知。正に八田先生が言われた分かりやすいという意味でいけば小学校の学力とかも全国 10 位台ぐらいに上がってきましたから、そういう意味では一定の結果が見えてきているところがあるのかなと思うんですけど、やっぱり生徒指導上の諸問題っていうのは少し長らく低迷したままになっていて、かなり深刻なのかなと思っています。

学力も向上し、スポーツとかもできるようになってきて自尊感情が高まって、こういう問題はだんだん収まっていくという流れであろうと。そういう意味において、一番最後にこういうものは改善が見られてくるものなのかなとも思います。ただ、やはりここのところをいろんなデータ見ても改善の兆しがやや見えにくいという中において、やっぱり

個々の対応力というのは強化をしていく必要があるポイントだろうと思っております。そしてまたそれは多分、恐らく先生方の心理的・体力的負担を軽減することにもつながっていくのではないのかなと。それであらゆる面、多面的に見て生徒指導上の諸問題にチーム学校として当たるといことをしっかり徹底していくことは大事なのかなと思っております。

(中橋委員)

今のお話の続きですけれども、知事のほうから今うまくいっていないというお話がありましたけれども、ちょっと私の経験の中でなんです、そういう問題には、昔は一人の先生が対応していたと。生徒指導上の諸問題が起きたときに先生が一人で対応することもあったと思います。

ただ、今は大分周りの先生たちも取り込んで全体で解決しようという雰囲気は出てきたんじゃないかなと思うんですが、ただ、まだまだ取りあえず人がわらわら集まって、集まって何かをする。そこから先がまだ見えてないのかなというのを感じるものがあって。何か問題が起きました。じゃあ学校として対応した。先生が複数人いるんだけど、何で出てきたのというのがよく分からないままにかくわらわら人が集まって。その後の方策がない。何か集まってお話をして「はい、良かったね」でおしまいになっているというのがあるんじゃないかなと感じています。正にここの「教職員の理解が不十分」という対応の仕方がまだ分かっていない。その後何か人が集まって一緒に何かでやろうというところまではこぎ着けたんでしょうけれども、その後、じゃあ何でみんなが集まってこういうことに取り組もうとしているのか。その先がまだ分かってないというのが見えてないのが今の伸び悩みの原因なのではないかなということを感じますので、その辺りの指導というか、対応の仕方がこれも経験を重ねていく必要があるのだと思うんですけれども、ちょっと検討したらいいのではないかなと思います。

(尾崎知事)

おっしゃるとおりだと思いますね。

11 ページの中にありますように、これも正に 11 ページに書いてありますのがこの生徒指導上の諸問題への対応をチーム学校でやるということの一つ定型化していこうとしているものです。定型化といっても大したことはない。月に 1 回、校内支援会をやるということと、学年部会を週 1 回開こうということと、浅い意味には情報共有しましょうということぐらいですので、それほどのことではないと思う。

ただ、ここに書いてありますように、やっぱりこの会は漫然と行うのではなくて、それぞれに情報共有をして、そこで、来週はこの問題についてどう対処しようと決めるということが大事だろうと思っております。こういう中にはスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーの皆さんにも特に問題があれば入っていただくというようなことで対応

していくということになると思います。正にここで単に集まっただけじゃなくて、しっかりどう対応するということを決める会議であるということをも正に徹底しないといけない。

(竹島委員)

スポーツ競技力の向上に向けた主な対策について、拠点校と推進校を整備することになるんですけども、やっぱり郡部の学校にこういう魅力ある拠点校があれば生徒もそっちへ行くとは思いますが、拠点校として取り組むにはやっぱり高校だけじゃ絶対時間が足りない。そうなる私の考えですが、学校は安芸とか中村のほうに限られてくると思う。。まだそこまで具体的には決まってははいない。

(北村次長)

これから決めるところですけども、拠点校に関しては、想定しているのは西部でしたら中村。東部でしたら安芸というのが想定されると思います。

(竹島委員)

拠点校ですよ。

(北村次長)

それ以外に別途種目別の推進校という。

(竹島委員)

これは別枠。

(事務局)

先ほど次長が言われました拠点校の準備、検討中でございます、あと、それにもう一つが強化推進校と書いています。これは部でございます。例えば特に高知県で全国上位である学校。例えば山田高校の長距離走でありますとか、世界チャンピオンが出ているレスリングといったところが今のところ候補になるということです。また、これだけではなくて、県が指定します特別強化選手としてA選手、B選手がおります。来年はさらにそれをSとAとBとに分けて更に強化をしていくということで、一体とした取組を考えているところです。

それとあいまって、中央からの指導者の受入れとか医・科学拠点の整備等で一体的整備、スポーツ行政の一元化を図ることを考えております。

(竹島委員)

拠点校に対しては、どれぐらいのレベルっていうか数値ですよ。個々の競技であると

か、団体競技であるとか。

(北村次長)

拠点校というのは幅広くスポーツ、部活全般について、その中でもこの競技この競技この競技っていうのはありますけども、どちらかというとな拠点校はより幅広い部活。推進校については1つの部活動ということで想定しております。

さっき説明がありましたけれども、それ以外でも推進校、一定の全国的な結果を出しているところ。今まで実績を上げているところを推進校として4校ぐらい考えておりますけれども、それ以外にも特色ある部活動。まだ今実績はないけれどもしっかりとしたプログラムを立てて今後確実にそれが遂行されていこうというところにも一定支援を考えていきたい。

(竹島委員)

課題として、「教員の人事異動により複数年を見通した計画的な指導ができていく」とあるんですけども、これは特例として異動は認めてくれるということ。

(北村次長)

そういうところにはそういう先生も一定の期間配置するということです。

(竹島委員)

分かりました。

(木村委員)

特殊な種目別のスポーツでの指定校というのはよく分かるんですが、例えば小・中・高それぞれの基礎体力の全国データってあるじゃないですか。必ずしも高知県の子供たちの基礎運動能力が高いと思えないのですが、それからいわゆる基礎運動能力を向上させるようなモデル校とか、そういった考え方は今のところはないわけですか。

(事務局)

委員おっしゃられますように、今、体力は小学校ほぼ全国水準。中学校、全国水準になってきておりますけども、トップクラスではございません。だから体力の総合的なものにつきましては授業改善というところから始めていくというところでは取り組んでいるところがございます。だから、特に全国平均より下であるとか県平均より下である学校に、体力に課題がある学校、あと、健康教育に課題がある学校と位置付けをしまして、そちらには健康体育のアドバイザーが回って、約90校ぐらいなんですけども、それで授業にもつなげ

て体力向上につなげるというような取組をしているところがございます。また、特にいい取組をしていると全国的にも評価されている学校もありますので、どのような取組しているかということをお県下に広めていくといった取組で体力を徐々に上げていこうといったこととなります。

(平田委員)

本日ご説明いただいた改訂のポイントという点に対しての私の意見ではないですけど、教育大綱、私初めて読みましたが、それから何かもやもやしたものがありますので、お話をしてお意見を頂きたいなと思っています。

それは、教育理念として大綱の目指すべき人間像として(1)と(2)があります。いずれの内容も大変すばらしいと私思っております。コンパクトで、(1)の学ぶ意欲にあふれというこの理念は今議論されております知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育てるという施策だと捉えております。

次の(2)の部分なんですけど、郷土への愛着と誇りを持ってという理念。これは大変大切だと思っております。もやもやしてる点は、一番には私、大綱の作成のこの会に参加をしておりませんのでそこが大きな原因だとは思っておりますけど、これから本県あるいは日本、世界で羽ばたく子供たちにとって高知県で自分が育ったという原点は大変大事なことで私は思っております。郷土というのは、私は生まれた土地というふうに訳されると思いますけど、家庭であり、小学校であり、中学校。生まれた土地を拡大して私はいろいろ考えております。

そこで、郷土に誇りを持たすという、これはどうすることかということをお自分なりに考えているんですけど、新聞等の報道では地域を学ぶ学校の様子はよく見るんです。私は、これが郷土に愛着と誇りを持つという資料だと思っております。自分の育った場所を知ること、学ぶことに積極的に取り組むのが(2)ではないかなと思っております。それぞれ育った郷土には自然という、山、川とか海があると思います。また、そこには産業があると思います。また、歴史とか文化。また、偉大な歴史上の人物も存在をしているのではないかと思います。

こうしたことを知る機会を各学校には今まで以上に私は大綱の基本理念を推進するためには持っていただきたいと思っております。その結果として、例えば今申しましたように地域の自然、山、川、海を知ることを通して防災意識の高い大人へつながるのではないかと。あるいはそこを通して助け合いの精神の高い人材養成にもつながっていくというふうに。そのためには、一定の教育が必要だということをお思っております。郷土への愛着とか誇りを評価するのは難しいと思います。しかし、次の時代の高知県を支えるのは今の子供たちだと思っておりますので、そういう基本理念はどうしたらいいかということをお県教委の事務局の方にはよく考えていただいて何か子供たちが高知で生まれて良かったというものを身につけていただきたいなという気持ちです。そのことが余り議論をされませ

んでしたが、大綱を見たときにございました。そんなことをちょっと思っておりますのでお話をさせていただきました。

(北村次長)

私が言うよりもうご存じだと思いますけども、非常に大事なことで既にキャリア教育でも地域の方に学校に入らせていただいているいろんな話もしていただいております。地域の総合的な学習の中で地域を学ぶ機会があります。そして、道徳教育では副読本に郷土の偉人の話とかそういう、あるいは郷土の歴史といったものも副読本に利用して、これについては重点的にやっております。その表現がどこにというところがもしあれば、事務局から言っていただきたいですけど。

(事務局)

ご指摘いただいたとおり、郷土へのということを理念として掲げて、具体的にそれを実現する手段というのは、正に学校における教育活動をあらゆる場面において溶け込んでいると認識をしております。

大綱における具体的な記述という意味ではっきり出ていると思いますのは、1 つには道徳教育の充実について掲げてございます。その中の内容等については当然に、地域・郷土への愛着を持つというような内容項目が含まれる取組ということになろうかと思えます。

また、正に同じ強化としてやりましたけれども、高等学校における取組としてのキャリア教育等についても記述多くされておるといような状況で、また、若しくは広く言えば学力向上プランといったことを社会科の中においてはもちろんそういった特に小学校低学年においては地域社会を知るといことが重要になってくるわけですけど、大綱の記述としてはこういったいろんなところに溶け込んでおるものだと理解をしております。

(事務局)

大綱を受けまして、例えば教育振興基本計画の35 ページのほうにもありますけれども、今、教育政策課長が申し上げたとおり、この枠組の中で学校自体、教員自体がどういう教育内容の授業を構成していくか、あるいは指導方法を考えていくか。そういう中に今、委員が言われたような中身が入ってくるのではないかと思っております。

近くの例で言えば、例えば小学校。最近では学校新聞コンクールをやっております。言語能力を高めるためのモデル的な事業ですけれども、そういうときに子供たちは、例えば東又小学校。自分たちの学校にもこういうふうに使っていきたくと。また、蓮池小学校、太刀踊りをやっていますけれども、地域と協働してこんなふうな太刀踊りの勉強をしました。郷土学習です。こういったふうにして自分の身の回りの生活から学習を広げて自分の立ち位置を確認していくと。これも高校まで今申し上げましたようにキャリア教育にも続いておりますけれども、そういったことで、私たち自身、教員自身がどういうふう到大綱

を受けて、振興計画を受けて具体的に教育内容にどう浸透させるかというところが非常に大事なところで、ここはしっかり校長及び学校現場にそういうことを説明して、実践を地道にやっていってもらいたいと思っております。

(平田委員)

どうもいろいろご説明をいただきましてありがとうございます。私自身の勉強不足もございますけど、是非教育の場で、郷土に誇りを持って活動できる子供たちを育てるといふ。私どこへ行ってもここが一人の人間として原点だというふうに思っております。それがあってによって様々な場面で羽ばたくことができるのではと。是非現在の取組を一層推進していただいて高知で教育を受けて良かったという子供をたくさん作り出していただきたいという思いを持っております。

(尾崎知事)

大変重要なご指摘なのでどういう対応をしていくかはまとめてご説明をと思っておりますけど、もしかしたら教育の中身に関わることでありますから、教育委員会でご議論いただいたほうがいいのかもしれない。そこはまた検討させていただいて決めさせていただければと思います。

(竹島委員)

放課後などにおける学習支援事業におきまして課題としてやっぱり支援員の必要数の確保は難しい地域があると書いてありまして、人材確保の点で退職教員への声掛けとありますけれども、これだけやっぱり OG、OB の方がいらっしゃる中でどれぐらいの方が、退職教員の方が今学習支援事業に関わっているのでしょうか。

あと、やっぱり今まで働いた恩返しじゃないですけど、そういう意味で近くの学校へ私には行ってほしいなと思います。

(事務局)

実は、特に小学校、中学校になってきますけれども退職の方がやはり小・中合わせて 200 名近くおります。この数の大体 6 割が再任用というような状況になってきております。そうすると約 4 割の方が対象に入るわけですが、このうち、何らかの形で学校の応援をしてくださっているのが 2 割ほどおります。したがって、あと 2 割ぐらいの方は学校からは少し離れている。ただ、この方々については、やはり介護の問題とかそういった問題があって少し時間を置いてからまた学校に恩返しをしたいといったようなことで、我々のほうには「ちょっと待ってください」というお話が来て。

実は、今は再任用あるいはそういった学校への関わりで何らかのご都合がつく方については手伝っていただいている状況でございます。

(竹島委員)

大学生も、これから教師を目指している方々にとっては、本当に勉強になると思うんですけども、やはり本当に何十年も働いたベテランの方々は、もう少ししっかりみんなお願いしますという形で、参加していただければいいと思います。

(事務局)

我々のほうも働きかけ等をこれからもしていきたいと思っております。

(司会)

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されている議題については全て終了いたしました。次回の第4回の高知県総合教育会議についてのお知らせでございます。第4回の会議は、教育大綱改訂の最終案についてご協議をお願いしたいと思います。日程は、3月15日水曜日を予定しておりますが、詳細は追ってご相談をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、高知県総合教育会議懇談会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。